

令和6年度おいしい奈良産食材活用促進事業

Webサイト「奈良コレ」コンテンツ追加等充実・活用委託業務 業務説明書

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度おいしい奈良産食材活用促進事業 Webサイト「奈良コレ」コンテンツ追加等充実・活用委託業務

(2) 適用範囲

本業務説明書は、奈良県（以下「甲」という。）が委託業者（以下「乙」という。）に委託して実施する令和6年度おいしい奈良産食材活用促進事業 Webサイト「奈良コレ」コンテンツ追加等充実・活用委託業務（以下「本業務」という。）について必要事項を示したものです。

(3) 業務の目的

奈良県には魅力ある県産食材や木工品をはじめとする特産品が多くあり、これらの情報を整理したWebサイト「奈良コレ」 (<https://nara-kore.jp>) を令和5年度に作成・公開しました。

「奈良コレ」では県産食材や特産品（以下「県産食材等」という。）、また、県産食材等を提供する県内飲食店等の情報が掲載されているため、「奈良コレ」の認知向上により県産食材等のさらなる活用促進が必要です。

そこで、本業務では、県産食材等の活用促進のために、「奈良コレ」のPRやコンテンツ追加、さらには「奈良コレ」を活用した県産食材等のPR方法の調査等について委託し、「奈良コレ」の充実と活用を図ることで、県内各地への来訪にも繋げることとします。

(4) 委託上限金額

1,673,100円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(6) 業務内容

1) Webサイト「奈良コレ」の保守・管理

- 令和6年8月1日より、当該業務の令和6年度前受託業者から、Webサイト「奈良コレ」の保守・管理を引継ぎ、プログラムとデータ一式を新たに乙が用意したサーバーに移管する。引継に関する費用は、全て乙が負担すること。

※「奈良コレ」はCMS (Wordpress)、およびPHPとMariaDBを使用したウェブアプリケーションで構成されている。

- 「奈良コレ」の保守・管理を行うこと。
- 併せて、観光局のWebアプリと「奈良コレ」とのデータ連携に関する保守・管理を行うこと。

※奈良県観光局が実施する奈良県観光リコmendサービス構築事業で作成されたWebアプリと奈良コレに收容されているデータとの連携に関する保守・管理を行う。また、これにかかる観光局との打合せ・協議等の対応を行う。(CSV形式でのデータ連携を想定)

2) 「奈良コレ」掲載の県産食材等が購入できる県内農産物直売所（以下「直売所」という。）

の登録・検索ページの追加および運用・管理

- ・「奈良コレ」掲載の県産食材等が購入できる直売所の情報を、直売所自らが登録し、甲が承認の上で「奈良コレ」に掲載できるページ（以下、「直売所登録ページ」という。）を奈良コレに追加し、運用・管理する。承認については、2段階以上の承認ができるようにすること。

■直売所登録ページに搭載する機能

- ・直売所にログイン ID、ログインパスワードを配布した上で、直売所が直売所登録ページに店舗情報を自ら入力・修正・追加できるようにすること。
- ・甲が登録した情報を承認した上で、直売所情報を公開するページとすること。
- ・店舗情報として「奈良コレ」で表示される項目は、以下の項目を設けること。
 - ① 店舗で販売している「おすすめ県産食材等」（最大 10 品目表示）
 - (ア) 「おすすめ県産食材等」として店舗によって登録された品目が、「奈良コレ」に掲載されている県産食材等である場合は、「奈良コレ」の県産食材等の紹介ページ「奈良を知る」に掲載されている品目と相互に紐付けすること。その際に表示される写真は「奈良コレ」掲載の写真か、登録者が直売所登録ページに登録した写真かを選択できるようにすること。
 - (イ) 「おすすめ県産食材等」として店舗によって登録された品目が、「奈良コレ」に掲載されていない品目である場合は、登録者が直売所登録ページに登録した写真が表示されるようにすること。
 - (ウ) 登録内容は、登録者が期間を任意で設定し自動削除できる機能（自動削除するかは登録者が選択）を搭載すること。
 - ② 店舗の基本情報（住所、営業日時、店舗 URL、アクセス等）
 - ③ 店舗写真（複数枚登録・掲載）
 - ④ 店舗 PR 文章 等

■登録された直売所のデータリストは、CSV形式で出力できるようにすること。

■この追加ページの公開時期は、令和6年10月頃とする。

- 3) 「奈良コレ」の認知度向上や登録店舗数増加に繋がる取組と「奈良コレ」による県産食材等・県内飲食店等の効果的なPR方法の調査検討
 - ・「奈良コレ」の認知度を向上させ、県内飲食店等の登録店舗数の増加に繋がる取組を提案し実践すること。（認知度向上の目標：各月のページビュー概ね3,000以上。現在の月平均ページビューは2,500。）
 - ・「奈良コレ」での県産食材等や県内飲食店等のPRに活用できるよう、食の情報サイト等での食材イベント事例等を調査・検討し、報告書に取りまとめること。
- 4) その他
 - ①操作マニュアルの作成および操作研修の実施
 - ・直売所登録ページの登録・編集・更新に関する操作マニュアルを作成すること。
 - ・作成したマニュアルに基づき、操作担当者へ研修を行うこと。
 - ②打合せ協議等の実施
 - ・甲と乙は必要に応じて打合せ協議を実施すること。
 - ③ 事業中間報告書の作成
 - ・Webサイトの稼働状況を把握するために、契約月以降、2ヶ月毎に閲覧数やアクセス解析結果、登録店舗状況等を取りまとめ、甲あてに報告書を提出すること。
 - ④調査検討報告書の作成（(6)の3）関係）
 - ・調査検討報告書を作成し、令和6年9月末までに甲あてに提出すること。
 - ⑤業務完了報告書の作成
 - ・業務完了報告書を作成し、甲あてに提出すること。
 - ⑥問い合わせ対応

・「奈良コレ」への登録方法等の、飲食店等や直売所等からの問い合わせに対応すること。

(7) 成果品

1) 成果品は次のとおりとし、成果品の著作権は甲に帰属します。

- ①事業中間報告書
- ②調査検討報告書
- ③業務完了報告書
- ④Webサイトデータ一式

※次年度の受託事業者による当該システム稼働に必要となる全てのファイル・データを納品すること。なお、成果品は飲食店等、直売所により登録された情報、画像ファイル等の他、システムカスタマイズ部分、DB構造、プラグイン情報を含む。また、登録店舗のログインID、ログインパスワード、その他登録施設情報についてはCSVにて納品すること。

⑤上記すべての電子データ一式 CD又はDVD 2枚

※①～④については、書面でも提出すること（各（回）1部ずつ）。

2) 納期

令和7年3月31日

ただし、

- ・事業中間報告書は、契約月を含む2ヶ月毎に該当する月の20日（休業日の場合は翌営業日）～当該月末営業日。
- ・調査検討報告書は令和6年9月末まで。

3) 納品場所

奈良県 食農部 豊かな食と農の振興課（奈良市登大路町30番地 奈良県分庁舎5階）

TEL：0742-27-7401 FAX：0742-26-6211

(8) 成果品の不備

業務終了後、受託者の瑕疵により不備が生じていたことが発覚した場合は、甲の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとします。

(9) その他事項

- ①報告書の詳細は甲と協議の上で決定してください。
- ②甲が、経過報告を求めた場合は、遅滞なく応じてください。
- ③本業務説明書に記載されていない事項については、甲の指示に従ってください。また、業務の実施について疑義が生じた場合は、その都度協議を行ってください。
- ④本業務を実施するにあたり、次の事項を遵守してください。
 - (ア) 奈良県個人情報保護条例第十条に基づく、別記1「個人情報特記事項」を遵守すること。
 - (イ) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
 - (ウ) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - (a) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - (b) 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (c) 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (d) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - (e) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

と。

(f) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うこと。

(g) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

2 参加資格

この委託事業における受託者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる事業者とします。参加する場合は、次に掲げる要件の全てを満たす者とします。

(1) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目Q2（電算業務）、Q4（検査・分析・調査業務）またはQ7（役務の提供・諸サービス）に登録している者であること。

なお、新たに入札資格を得ようとする者は、企画提案書の提出時までに資格者の登録申請を終えていることを条件とします。

入札参加資格を得るために必要な書類等は、次に示す部署に問い合わせること。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県 会計局 総務課 調達契約係（県庁主棟1階）
TEL 0742-27-8908（ダイヤルイン）

(2) 平成31年4月1日～公告日までに、国、地方公共団体又は民間企業等からWebサイト作成や保守管理業務、また食・食材のPRや情報発信等に関する調査業務を受託した実績を有する者（共同事業体等の構成員としての実績を有する場合も可）であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。

(7) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

(8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 参加表明書の作成に関する質問の受付および回答

- (1) 受付期間 令和6年6月10日(月)の午後5時まで
ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月31日 条例第32号)第1号に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除きます。
- (2) 提出先 〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県 食農部
豊かな食と農の振興課 美味しい奈良・賑わいづくり推進係
TEL 0742-27-7401 / FAX 0742-26-6211
- (3) 提出方法 FAXで提出し、電話にて送付した旨を連絡してください。
- (4) 回答 令和6年6月12日(水)までに、質問に対する回答を奈良県豊かな食と農の振興課ホームページにおいて公表します。

4 参加表明書の提出

- (1) 提出期間 令和6年6月14日(金)の午後5時まで
ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除きます。
- (2) 提出先 3-(2)と同じ
- (3) 提出物および提出部数
・様式1-1 参加表明書(A4・縦・1頁)・・・1部
・様式1-2 会社概要(A4・縦・1頁)・・・1部
・様式1-3 業務実績(A4・横・3頁以内)
(これに係る契約書・仕様書等の写し)・・・1部
- (4) 提出方法 持参または郵送。(郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とします。)
- (5) 参加表明書作成上の留意事項
業務実績(様式1-3)は、A4・横・3頁以内とし、2 参加資格の(2)を確認するため、過去5年間(平成31年4月1日～公告日まで)に、国、地方公共団体又は民間企業等からWebサイト作成や保守管理業務又は食・食材のPRや情報発信等に関する調査業務を受託した実績(構成員としての実績を有する場合も可)のうち、1つ以上の業務を含む実績を最大5件まで記載してください。

5 選定、非選定の通知

参加表明書を提出した者のうち、参加資格を有する者について参加表明書を評価し、企画提案書の提出を依頼する者として選定します。なお、参加資格を有する者が6者以上の場合、参加表明書の内容を評価し、上位5者まで選定します。

- (1) 参加表明書を提出した者には、企画提案書の提出依頼または非選定の通知をします。このうち、非選定の通知をした者に対しては、その理由を書面により通知します。
- (2) 非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求めることができます。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内に書面により行います。
- (4) 非選定理由の説明書請求の受付方法、場所及び受付期間は以下のとおりとします。
 - ①受付方法 持参または郵送。（郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とします。）
 - ②受付場所 3－（2）と同じ。
 - ③受付期間 5－（2）のとおり。

6 企画提案書の作成に関する質問の受付および回答

- (1) 受付期間 令和6年6月20日（木）の午後5時まで
ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除きます。
- (2) 提出先 3－（2）と同じ
- (3) 提出方法 FAXで提出し、電話にて送付した旨を連絡してください。
- (4) 回答 令和6年6月24日（月）までに、質問に対する回答を奈良県豊かな食と農の振興課ホームページにおいて公表します。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期間 令和6年6月26日（水）の正午まで
ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除きます。
- (2) 提出先 3－（2）と同じ。
- (3) 提出物および提出部数
 - ・様式2－1 提案書の提出について（A4・縦・1頁）…1部
 - ・様式2－2 実施体制（A4・縦・3頁以内）……………1部
 - ・様式2－3 企画提案書（A4・縦・5頁以内）……………1部

・見積書（任意様式）…………… 1 部

(4) 提出方法 持参または郵送。（郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とします。）

(5) 企画提案書の作成上の留意事項

- ① プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではありません。
- ② 右肩の商号又は名称以外に、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないでください。記載がある場合はその項目を無効とします。
- ③ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に拠るものとします。
- ④ 企画提案書の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は返却しません。また、企画提案書を無断で他に使用することはできません。
- ⑥ 企画提案書がこの書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とします。
- ⑦ 企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑧ 企画提案書には業務の目的を踏まえ、次の事項について企画・提案が含まれるように記載してください。

(ア) 実施体制（様式 2-2）

A 4・縦・3 頁以内に記載してください。

① 業務遂行体制・人員配置

業務実施に伴う組織体制、業務分担等の人員配置（責任者を明記）を記載してください。

② 業務スケジュール

業務実施に伴い、業務全体のスケジュールを記載してください。

(イ) 企画提案書（様式 2-3）

A 4・縦・5 頁以内に記載してください。

① 事業の趣旨・目的を踏まえた本業務の実施方針（全体イメージ）

業務目的を達成するための実施方針を記載してください。

② Web サイト「奈良コレ」の保守・管理

前受託業者からの引継と保守・管理の方法、情報セキュリティの方法について、具体的に記載してください。

③ 「奈良コレ」掲載の県産食材等が購入できる直売所の登録・検索ページの追加および運用・管理

追加ページのデザインイメージ、県産食材等のデータと追加ページとの紐付け方法、直売所の登録手順や運用側の認証方法について、具体的に記載してください。

④ 「奈良コレ」の認知度向上や登録店舗数増加に繋がる取組と「奈良コレ」による県産食材・県内飲食店等の効果的な PR 方法の調査検討

消費者等への認知度向上や県内飲食店等や直売所の登録増加に向けた実践的な取組方法、また、今後の「奈良コレ」に活用できるような食の情報サイト等での食材イベント事例等の調査検討について、具体的に記載してください。

(ウ) 見積書（任意様式）

宛先は「奈良県食農部長」とすること。また、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積上方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とすること。）

8 企画提案書を特定するための評価基準

企画提案書の評価基準は以下のとおりとします。

評価項目	評価基準	配点
実施体制	業務遂行に必要な組織体制、人員、責任者が配置されている。	10点
	効果的で実行可能なスケジュールを立案している。	10点
	同類の業務について実績が豊富である。	5点
企画力	業務全体の趣旨を十分理解し、目的に合致し、「奈良コレ」による県産食材等の活用促進や県内各地への来訪にも繋がる実施方針となっている。	10点
	奈良コレの引継ぎ及び保守・管理を適切かつ円滑に行うための提案となっている。	10点
	直売所が登録・操作しやすく、消費者等へも分かりやすい追加ページの提案となっている。	15点
	「奈良コレ」の認知度向上や登録店舗数増加に繋がる実践的な取組が提案されている。	15点
	「奈良コレ」での県産食材等・県内飲食店等のPRに活用できるような事例等調査検討の方法が具体的に提案されている。	15点
業務コストの妥当性	提案内容を実現するための経費が積算書に漏れなく盛り込まれており、妥当な金額である。	10点
	合 計	100点

※一定基準（各項目得点の5割かつ総得点の6割）に満たない場合は受託者として特定しません。

9 プレゼンテーションの実施

- (1) 提出のあった企画提案書について、プレゼンテーション及び質疑応答を行います。
- (2) 選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知します。
- (3) プレゼンテーション及び質疑応答は、令和6年7月9日（火）に行う予定です。時間等詳細は、後日提案者に対して通知します。

10 特定、非特定の通知

- (1) 企画提案書を提出した者には、特定または非特定を通知します。このうち、非特定の通知をした者に対しては、その理由を書面により通知します。
- (2) 非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求められます。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求められる最終日の翌日から起算し10日（県の休日を除く）以内に書面により行います。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付方法、場所及び受付期間は以下のとおりとします。
 - ①受付方法 持参または郵送。（郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とします。）
 - ②受付場所 3－（2）と同じ。
 - ③受付期間 10－（2）のとおり。

11 その他留意事項

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書を無効とします。
- (3) 企画提案書提出期限後における記載内容の変更や追加は、認めません。
- (4) 提出された企画提案書は特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (5) 提出された企画提案書およびその複製は、企画提案書の特定以外に無断で使用しません。
- (6) 企画提案書提出後であっても、随意契約の相手方として特定されるまでは、辞退することができます。また、辞退したことを理由として以後の特定等に不利益な取り扱いを受けるものではありません。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とします。
- (8) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を率的に行ううえで必要であると認めるときは、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。
- (9) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱いは、次のとおりとします。
 - ①構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとします。
 - ②本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、そのすべて奈良県に帰属するものとします。
- (10) 本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注することとします。
 - ①奈良県個人情報保護条例第十条に基づく、別記1「個人情報特記事項」を遵守すること。
 - ②奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、別記2「公契約条例に関する遵守事項」を遵守する

こと。

- ③その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うこと。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1章 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2章 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3章 乙は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4章 乙は、甲の指示がある場合を除き、委託業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5章 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6章 乙は、委託業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、委託業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7章 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集した個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8章 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9章 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10章 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11章 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12章 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記 2

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。